

安心して商品・サービスを選べる 環境を守るために

－景品表示法のお話－

岐阜県環境生活部県民生活相談センター

不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)

- 目的

不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為を規制することにより、一般消費者の利益を保護することを目的としています。

- 概要

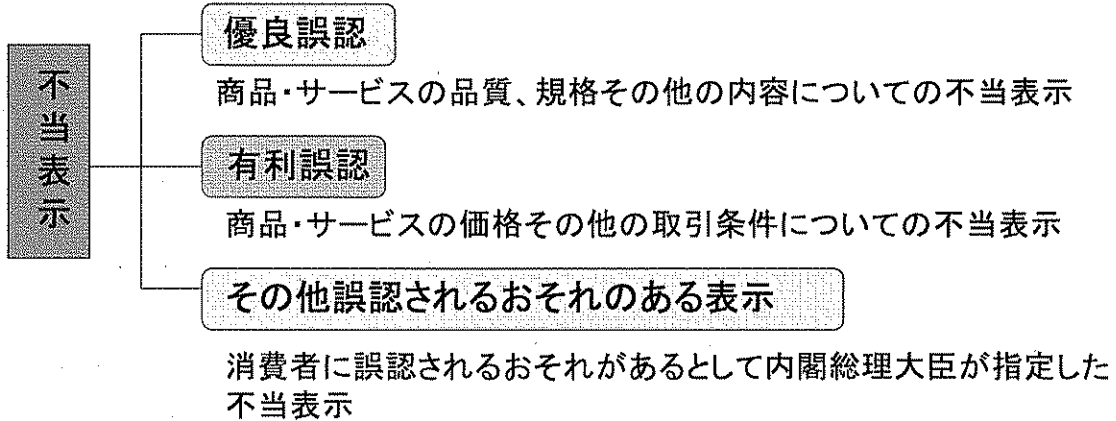
過大な景品類の提供による顧客の誘引を防止するため、景品類の提供の制限や提供の禁止を定めています。また、一般消費者に誤認されることによって不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示(不当表示)を禁止しています。

景品表示法における表示とは？

事業者が商品やサービスを購入してもらうためにその内容や価格等の取引条件について、消費者に知らせる広告や表示全般を指す。

- 容器、パッケージ、ラベル ● 見本、チラシ、パンフレット、説明書面 ● ポスター、看板、ネオンサイン、アドバルーン
- 新聞、雑誌、出版物、放送(テレビ・ラジオCM) ● ダイレクトメール、ファクシミリ広告 ● ディスプレイ(陳列)、実演広告
- インターネット(ホームページ)、メール ● 訪問・電話セールス(口頭表示) 等

不当表示の禁止概要



優良誤認

商品・サービスの品質、規格その他の内容についての不当表示

① 内容について、実際のものよりも著しく優良であると消費者に示す表示

- (例1) 国産有名ブランド牛の肉であるかのように表示していたが、実際には国産有名ブランド牛ではない国産牛肉だった。
- (例2) 天然ダイヤを使用したネックレスであるかのように表示していたが、実際には使われているのは全て人造ダイヤだった。

② 内容について、事実と相違して競争事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示

- (例3) 「この新技術は日本で当社だけ！」と表示していたが、実際には他社も同じ技術を採用したパソコンを販売していた。
- (例4) 「大学合格実績No. 1」と表示していたが、他校と異なる方法で数値化したもので、適正な比較ではなかった。

有利誤認

商品・サービスの価格その他の取引条件についての不当表示

① 取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると消費者に誤認される表示

- (例5) 「外貨預金 今なら〇〇%」と表示していたが、外貨預金の受け取り金利が手数料抜きのものであったため、実質的な受取額は表示の3分の1以下になってしまった。
- (例6) 荷物の運送料金について「今なら半額！」と表示していたが、実際には常にその運賃であった。

② 取引条件について、競争事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると消費者に誤認される表示

- (例7) 新聞の折り込みチラシで、「地域一番の安さ」と表示していたが、実際には周辺の酒店の価格調査をしておらず、根拠のないものだった。
- (例8) 店頭でのチラシの料金比較で、自社が最も安いように表示していたが、実際には自社に不利となる他社の割引サービスを除外した比較だった。

その他誤認されるおそれのある表示 (①~⑥)

消費者に誤認されるおそれがあるとして内閣総理大臣が指定した不当表示

- ① 無果汁の清涼飲料水等についての表示
- ② 商品の原産国に関する不当な表示
- ③ 消費者信用の融資費用に関する不当な表示
- ④ 不動産のおとり広告に関する表示
- ⑤ おとり広告に関する表示
- ⑥ 有料老人ホーム等に関する不当な表示

景品表示法違反行為に対する措置

1. 消費者庁長官は、景品表示法第3条(景品類の制限及び禁止)又は第4条第1項(不当な表示の禁止)の規定に違反している事業者に対し、違反行為の差し止めや再発を防止するために必要な事項、関連する公示等を命じる措置命令を行う事ができる(景品表示法第6条)。
2. 措置命令に違反した者は、2年以下の懲役または300万円以下の罰金が、当該事業者は3億円以下の罰金が科せられる。(景品表示法第15条第1項、第18条第1項)。
3. 都道府県知事は、景品表示法第3条又は第4条第1項の規定に違反している事業者に対し、違反行為を止めること、これに関連する公示をすることを指示することができる(景品表示法第7条)。
4. 都道府県知事は、指示を行った場合において当該事業者がその指示に従わないとき、その他違反行為を取りやめさせるため、又は違反行為が再び行われることを防止するため必要があると認められるときは、消費者庁長官に適切な措置を取るべきことを求めることができる(景品表示法第8条)。

公正競争規約について

- 公正競争規約(以下「規約」とします。)とは

法第11条の規定に基づき、各業界の事業者又は事業者団体が、誇大な広告表示や過大な景品提供を規制するために、自主的に定めた業界ルールです。

規約は各公正取引協議会によって運営されており、業界の表示ルールに関する質問や相談については、各都道府県の公正取引協議会等に問い合わせることも有効です。

- 規約の効果

規約は、各業界のガイドラインとなるものですので、これを守ることにより業界の公正な競争が確保されるとともに、消費者が適正な商品選択を行うことができるようになり、ひいてはその事業者、業界全体に対する消費者の信頼を高めます。

規約を遵守している限り、規約に規定のある事項に関して不当表示となることはなく、他法令の違反防止にも役立ちます。このため、規約に参加していない事業者においても、規約の内容に沿った表示を行うことが望まれます。

不当景品類の禁止

- 一般懸賞

商品・サービスの利用者に対し、くじ等の偶然性、特定行為の優劣等によって景品類を提供すること。

| 懸賞による取引価額 | 一般懸賞における景品類の限度額 | |
|-----------|-----------------|-----------|
| | 最高額 | 総額 |
| 5,000円未満 | 取引価額の20倍 | 懸賞に係る売り上げ |
| 5,000円以上 | 10万円 | 予定総額の2% |

- 共同懸賞

一定の地域や業界の事業者が共同して景品類を提供すること。

最高額: 取引価額にかかわらず30万円 総額: 懸賞に係る売り上げ予定総額の3%

- 総付景品

懸賞によらず、商品・サービスを買ったり、来店したりした人にもれなく提供される景品類のこと。

景品類の最高額は、取引価額の10分の2

(ただし、取引価額が1,000円未満の時は200円が最高額)



| | |
|---------------|----------|
| インターネットでの情報提供 | |
| 提供予定日 | 11月8日(金) |

| 平成25年11月7日(木) 県政記者クラブ配布資料 | | | |
|---------------------------|---------|--------|----------------------------|
| 担当課 | 担当係 | 担当者 | 電話番号 |
| 県民生活相談センター | 事業者指導係 | 朝倉 純子 | 直通 058-277-1210 |
| 生活衛生課 食品安全推進室 | 食品安全推進係 | 野池 真奈美 | 直通 058-272-8284 内線 2568 |

食材の誤表示に関して業界団体への申し入れを行いました

県では、県内のホテルなどにおける食材の誤表示が相次いだことを受け、県民の食品表示に関する信頼を確保するため、下記のとおり表示に関する総点検の実施等につき、本日(11月7日(木))11団体へ申し入れを行いましたのでお知らせします。

記

- 申し入れ内容(文面は別添)
 - 各団体会員の施設において取り扱う食品の表示にかかる総点検の実施及びその結果の報告について
 - 誤表示があった場合の自主的な公表と適正な表示への修正及び再発防止策を講じることについて
 - 団体による研修の開催などを通じた法令順守の徹底について
- 申し入れ先(11団体)

(公社)岐阜県食品衛生協会、岐阜県旅館ホテル生活衛生同業組合、岐阜県中華飲食業生活衛生同業組合、岐阜県喫茶飲食生活衛生同業組合、岐阜県飲食生活衛生同業組合、岐阜県料理生活衛生同業組合、岐阜県社交飲食業生活衛生同業組合、岐阜県食肉生活衛生同業組合、岐阜県鮪商生活衛生同業組合、岐阜県食鳥肉販売業生活衛生同業組合、中部百貨店協会
- その他 総点検の結果については別途公表します。

【各法律についての問い合わせ先】

「不当景品類及び不当表示防止法」

県民生活相談センター 事業者指導係 朝倉 TEL058-277-1210

「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(米トレーサビリティ法)」

「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)」

生活衛生課食品安全推進室 食品安全推進係 野池 TEL058-272-8284

県相第178号
生衛第578号
平成25年11月7日

(別記団体の長) 様

岐阜県知事 古田 肇

飲食店のメニュー及び販売食品等における適正な表示の徹底
について (依頼)

日頃から、本県の消費生活行政及び食品安全行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

県内外のホテル、飲食店において、メニュー表示とは異なる食材を使用して料理を提供していたことが判明し、県民の食品表示に関する信頼を揺るがす事態となっています。

「不当景品類及び不当表示防止法」、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」及び「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」では、事実と異なる表示を行い、一般消費者に誤認を与えることを禁止しています。また、県としては、これらの法律に基づき、立入検査や報告徴収等を行うことができます。

貴団体におかれましては、下記により、各法律に基づく表示の総点検を行うとともに、貴団体会員に対して適正な食品表示の徹底をお願いします。

記

- 1 貴団体会員の施設において取り扱う食品に事実と異なる表示がないかを速やかに総点検してください。
また、その結果について12月9日(月)までに別紙により報告してください。
- 2 誤表示があった場合は、各会員が自主的に公表し県へ報告の上、適正な表示に改めるとともに、再発防止策を講じるよう指導してください。
- 3 貴団体会員が法律違反につながるような表示を行うことのないように、研修会を開催するなど法令順守を徹底してください。

以上

【 対象業界団体 】

| 業界団体名 |
|-------------------|
| 中部百貨店協会 |
| 岐阜県食品衛生協会 |
| 岐阜県旅館ホテル生活衛生同業組合 |
| 岐阜県中華飲食業生活衛生同業組合 |
| 岐阜県喫茶飲食生活衛生同業組合 |
| 岐阜県飲食生活衛生同業組合 |
| 岐阜県料理生活衛生同業組合 |
| 岐阜県社交飲食業生活衛生同業組合 |
| 岐阜県食肉生活衛生同業組合 |
| 岐阜県鮪商生活衛生同業組合 |
| 岐阜県食鳥肉販売業生活衛生同業組合 |